非　専　任

**誓　　　約　　　書**

令和　　年　　月　　日

　三　次　市　長　　様

受注者 住所

氏名

　（工事名　　　　　　　　　　）の施工に関し、主任技術者として配置する（配置技術者氏名　　　　　　　　　　）は、経営業務の管理責任者又は営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者のいずれでもありません（公告において例外的に配置が認められる場合を除く。）。

　また、配置技術者は次の１から７の要件（以下「配置要件」という。）を満たしていること及び本件工事に配置する期間に、配置要件に抵触することとなる他の工事に技術者又は現場代理人として配置しないことを誓約します。

１　他の工事の監理技術者として配置していないこと（建設業法第26条第３項第１号を適用する工事を除く。）

２　請負代金の額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事につい

て、現場代理人として５件（本件工事，災害復旧工事に係る件数を除く。）以上兼務していないこと

３　建設業法第26条第３項第１号又は建設業法施行令（以下「施行令」という。）第27条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の技術者として配置していないこと

４　施行令第27条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の現場代理人として配置していないこと

５　請負代金の額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）で建設業法第26条第３項第１号又は施行令第27条第２項が適用されない工事の技術者になっていないこと

６　請負代金の額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）で施行令第27条第２項が適用されない工事の現場代理人になっていないこと

７　技術者又は現場代理人として兼務又は管理する工事の施工箇所は、施行令第27条第２項が適用される工事にあっては、全て三次市内かつ工事箇所の間隔が10㎞程度以内であること

　なお、（配置技術者氏名）が２、３又は４に係る技術者又は現場代理人として担当している工事の状況は現在次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 発注者名 | 工事名（工事箇所） | 請負金額(単位:万円) | 配置役職 | 工　期 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（連絡体制）

　　配置技術者の緊急連絡先

　　受注者の代表者の緊急連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　非　専　任

**誓　　　約　　　書**

令和　　年　　月　　日

広島県水道広域連合企業団

三次事務所長　　様

受注者 住所

氏名

　（工事名　　　　　　　　　　）の施工に関し、主任技術者として配置する（配置技術者氏名　　　　　　　　　　）は、経営業務の管理責任者又は営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者のいずれでもありません（公告において例外的に配置が認められる場合を除く。）。

　また、配置技術者は次の１から７の要件（以下「配置要件」という。）を満たしていること及び本件工事に配置する期間に、配置要件に抵触することとなる他の工事に技術者又は現場代理人として配置しないことを誓約します。

１　他の工事の監理技術者として配置していないこと（建設業法第26条第３項第１号を適用する工事を除く。）

２　請負代金の額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事につい

て、現場代理人として５件（本件工事，災害復旧工事に係る件数を除く。）以上兼務していないこと

３　建設業法第26条第３項第１号又は建設業法施行令（以下「施行令」という。）第27条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の技術者として配置していないこと

４　施行令第27条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の現場代理人として配置していないこと

５　請負代金の額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）で建設業法第26条第３項第１号又は施行令第27条第２項が適用されない工事の技術者になっていないこと

６　請負代金の額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）で施行令第27条第２項が適用されない工事の現場代理人になっていないこと

７　技術者又は現場代理人として兼務又は管理する工事の施工箇所は、施行令第27条第２項が適用される工事にあっては、全て三次市内かつ工事箇所の間隔が10㎞程度以内であること

　なお、（配置技術者氏名）が２、３又は４に係る技術者又は現場代理人として担当している工事の状況は現在次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 発注者名 | 工事名（工事箇所） | 請負金額(単位:万円) | 配置役職 | 工　期 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（連絡体制）

　　配置技術者の緊急連絡先

　　受注者の代表者の緊急連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　非　専　任

**誓　　　約　　　書**

令和　　年　　月　　日

三次市下水道事業

三　次　市　長　　様

受注者 住所

氏名

　（工事名　　　　　　　　　　）の施工に関し、主任技術者として配置する（配置技術者氏名　　　　　　　　　　）は、経営業務の管理責任者又は営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者のいずれでもありません（公告において例外的に配置が認められる場合を除く。）。

　また、配置技術者は次の１から７の要件（以下「配置要件」という。）を満たしていること及び本件工事に配置する期間に、配置要件に抵触することとなる他の工事に技術者又は現場代理人として配置しないことを誓約します。

１　他の工事の監理技術者として配置していないこと（建設業法第26条第３項第１号を適用する工事を除く。）

２　請負代金の額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事につい

て、現場代理人として５件（本件工事，災害復旧工事に係る件数を除く。）以上兼務していないこと

３　建設業法第26条第３項第１号又は建設業法施行令（以下「施行令」という。）第27条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の技術者として配置していないこと

４　施行令第27条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の現場代理人として配置していないこと

５　請負代金の額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）で建設業法第26条第３項第１号又は施行令第27条第２項が適用されない工事の技術者になっていないこと

６　請負代金の額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）で施行令第27条第２項が適用されない工事の現場代理人になっていないこと

７　技術者又は現場代理人として兼務又は管理する工事の施工箇所は、施行令第27条第２項が適用される工事にあっては、全て三次市内かつ工事箇所の間隔が10㎞程度以内であること

　なお、（配置技術者氏名）が２、３又は４に係る技術者又は現場代理人として担当している工事の状況は現在次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 発注者名 | 工事名（工事箇所） | 請負金額(単位:万円) | 配置役職 | 工　期 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（連絡体制）

　　配置技術者の緊急連絡先

　　受注者の代表者の緊急連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　非　専　任

**誓　　　約　　　書**

令和　　年　　月　　日

三次市病院事業

三　次　市　長　　様

受注者 住所

氏名

　（工事名　　　　　　　　　　）の施工に関し、主任技術者として配置する（配置技術者氏名　　　　　　　　　　）は、経営業務の管理責任者又は営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者のいずれでもありません（公告において例外的に配置が認められる場合を除く。）。

　また、配置技術者は次の１から７の要件（以下「配置要件」という。）を満たしていること及び本件工事に配置する期間に、配置要件に抵触することとなる他の工事に技術者又は現場代理人として配置しないことを誓約します。

１　他の工事の監理技術者として配置していないこと（建設業法第26条第３項第１号を適用する工事を除く。）

２　請負代金の額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事につい

て、現場代理人として５件（本件工事，災害復旧工事に係る件数を除く。）以上兼務していないこと

３　建設業法第26条第３項第１号又は建設業法施行令（以下「施行令」という。）第27条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の技術者として配置していないこと

４　施行令第27条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の現場代理人として配置していないこと

５　請負代金の額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）で建設業法第26条第３項第１号又は施行令第27条第２項が適用されない工事の技術者になっていないこと

６　請負代金の額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）で施行令第27条第２項が適用されない工事の現場代理人になっていないこと

７　技術者又は現場代理人として兼務又は管理する工事の施工箇所は、施行令第27条第２項が適用される工事にあっては、全て三次市内かつ工事箇所の間隔が10㎞程度以内であること

　なお、（配置技術者氏名）が２、３又は４に係る技術者又は現場代理人として担当している工事の状況は現在次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 発注者名 | 工事名（工事箇所） | 請負金額(単位:万円) | 配置役職 | 工　期 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（連絡体制）

　　配置技術者の緊急連絡先

　　受注者の代表者の緊急連絡先